



# 介護保険料のお知らせ

◆今年度の介護保険料は8月に決まります

平成28年度の介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料は8月に決まります。被保険者へは8月上旬に保険料の決定通知書を郵送します。

保険料率は昨年度から変更がなく、市町村民税や所得の状況により16段階の所得段階で計算されていますが、ご本人や世帯の市町村民税の課税状況や所得等に変動がある場合は昨年度の所得段階と変わることがあります。

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスを利用する際の保険給付が制限されます。加入者の皆さんからの保険料で成り立っている制度です。保険料はきちんと納めましょう。

●納付方法

納付方法には、年金から天引きで納める場合と納付書、口座振替で納める方法があります。口座振替を利用すると納め忘れもなく安心です。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ

役場福祉人権課高齢者支援係または福岡県介護保険広域連合事業課資格管理係 ☎（092）643局7055番まで

【詐欺事件にご注意！】

介護保険や福祉関係者を名乗る詐欺事件が多発しています。役場や介護保険広域連合から保険料徴収等で訪問するときは身分証を持参していますので、必ず確認をしてください。不審に感じる場合はお問い合わせください。

■平成28年度の介護保険料

(単位：円)

所得段階	対象者	割合	年額保険料	
1	非課税世帯 生活保護の受給者及び老齢福祉年金受給者の人または公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.45	29,941	
2		基準額×0.75	49,901	
3		基準額×0.75	49,901	
4	課税世帯 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.9	59,882	
5		基準額	66,535	
6	本人課税 合計所得金額が	120万円未満の人	基準額×1.2	79,842
7		120万円以上150万円未満の人	基準額×1.3	86,496
8		150万円以上190万円未満の人	基準額×1.4	93,149
9		190万円以上240万円未満の人	基準額×1.5	99,803
10		240万円以上290万円未満の人	基準額×1.6	106,456
11		290万円以上320万円未満の人	基準額×1.7	113,110
12		320万円以上350万円未満の人	基準額×1.8	119,763
13		350万円以上380万円未満の人	基準額×1.9	126,417
14		380万円以上410万円未満の人	基準額×2.0	133,070
15		410万円以上440万円未満の人	基準額×2.1	139,724
16		440万円以上の人	基準額×2.2	146,377

例：Aさん夫妻 夫69歳で年金210万円の収入…合計所得金額は90万円（本人課税）  
妻66歳で年金78万円の収入…合計所得金額は0円（本人非課税）

Aさん夫妻の場合、夫は合計所得金額が90万円となり、所得段階6の保険料となります。妻は非課税ですが、夫が課税されていますので、所得段階4の保険料となります。





## 65歳以上の公的年金等所得に係る住民税は 「年金特別徴収」

公的年金などの所得に係る個人住民税（町民税・県民税）は原則、年金からの天引き（特別徴収）となります。対象者は、翌年度以降の住民税も年金特別徴収が原則となります。

### ～年金特別徴収 Q & A～

Q  
疑問

公的年金からの特別徴収の対象者は？

A  
答え

年金特別徴収の対象者は、平成28年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人です。ただし、「介護保険料が年金から特別徴収されていない人」「徴収される住民税が対象となる年金の額を超える人」などは対象になりません。また、年金特別徴収は本人の希望による選択ができません。

Q  
疑問

公的年金収入のほかに、給与所得と不動産所得があります。  
公的年金以外の所得に係る住民税も年金から特別徴収されるのですか？

A  
答え

年金から特別徴収されるのは、公的年金などに係る個人住民税です。給与所得や不動産所得など、公的年金以外の所得に係る住民税は、給与からの特別徴収または普通徴収（納付書や口座振替）による納付となります。

Q  
疑問

初めて年金特別徴収となります。納付方法はどのようになりますか？

A  
答え

特別徴収を開始する最初の年度は、年税額の2分の1に相当する額を、第1期（6月）・第2期（8月）に普通徴収（納付書や口座振替）で納付します。残りの2分の1に相当する額は、10月・12月・2月の年金から特別徴収となります。

（例）平成28年度の年税額が6万円の場合

期（月）	納付方法	税額
第1期（28年6月）	普通徴収（納付書または口座振替）	15,000円
第2期（28年8月）		15,000円
28年10月	特別徴収（年金から天引き）	10,000円
28年12月		10,000円
29年2月		10,000円